

住民基本台帳 ネットワークシステム

住基ネット第2次サービス(本年8月25日から)

【住民票の写しの広域交付】

全国どこの市区町村でも
自分の住民票の写し(戸籍の表示を
省略したもの)
が取れるようになります。

現在、住民票の写しの交付は、住んでいる市区町村でしか受けられません。

住基ネットを活用して全国どこの市区町村でも、住民基本台帳カード、運転免許証などを市区町村の窓口で提示することによって、本人や世帯の住民票の写し(戸籍の表示を省略したもの)の交付が受けられるようになります。(ただし、戸籍の表示のある住民票の提出を求められる場合(免許証の取得、パスポートの申請、土地・家屋等の登記等)は従来どおり住民登録している市区町村役場での住民票の取得が必要となります。)

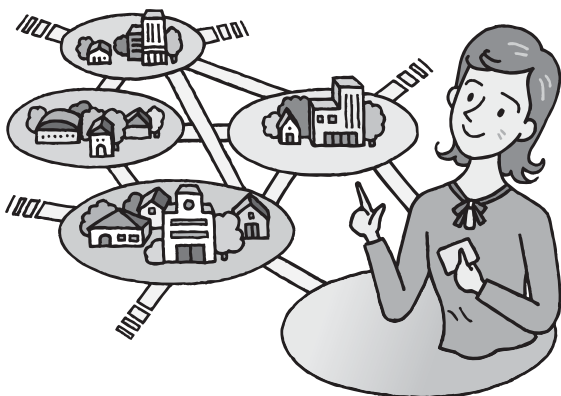
【転入転出手続の簡素化】

住民基本台帳カードの交付を受けている場合、
転出届を郵送で行うことにより、

引越の手続で窓口に行くのは
転入時1回だけで済みます。

現在、引越の場合には、まず、住んでいる市区町村に転出届を行い、転出証明書の交付を受けた上で、引越先の市区町村に転入届を行う必要があります。

住民基本台帳カードの交付を受けている場合は、確実な本人確認ができるため、一定の事項を記入した転出届を郵送で行い(この場合の転出届は、近い将来、インターネットで行うことも可能となる予定です)、住民基本台帳カードを引越先の市区町村の窓口で提示して転入届を行うことにより、引越の場合に窓口に行くのが転入時の1回だけで済むようになります。



住民基本台帳カードの登場



高度のセキュリティ機能を備えたICカードを採用します

- カード内に記録されている住民票コードにより、住基ネットでの本人確認に利用できます。
→住民票の写しの広域交付、転入転出手続の簡素化、法令で住基ネットの利用を認められた事務での本人確認に活用
- 公的個人認証サービスの秘密鍵、電子証明書の保存用カードとして利用できます。
- 写真付を希望した場合は、公的な証明書として利用できます。
- 市区町村の条例で規定する独自のサービスに利用できます。

昨年8月に始まった、住基ネット第1次サービス

各市区町村の住民基本台帳のネットワーク化を図り、都道府県や指定情報処理機関において、住民票の情報のうち4情報(氏名・生年月日・性別・住所)、住民票コードとこれらの変更情報(「本人確認情報」と言います)を保有することにより、全国共通の本人確認が可能となりました。

行政機関への申請や届出に住民票の写しが不要に

これまで

恩給を受給されている方は、受給権調査申立書に市区町村長の証明を受けなければならませんでした。

住基ネットによって

行政機関への申請や届出の際に住民票の写しを添付したり、証明を受ける必要がなくなりました。

これによって

住民票の写しの交付手数料の負担や住民票の写しの交付を受けるために市区町村の窓口まで出かけていく必要がなくなりました。

共済年金の現況届等が不要に

これまで

年金を受給されていた方は、年に1回、現況届などと言われる生存確認のための届出をしなければならませんでした。

住基ネットによって

共済年金受給者の現況届等を廃止することができるようになりました。



これによって

共済年金受給者が現況届等に記入し、年金支給機関へ郵送する手間や切手代の負担がなくなりました。また、年金支給機関は現況届等を共済年金受給者に郵送する経費や手間が不要となるほか、年金の過払いを防止することが可能になりました。

問合せ 飯山市役所市民課市民係 (内線 151)
TEL (0269) 62-3111
Fax (0269) 81-1021
E-MAIL shimin@city.iiyama.nagano.jp